

税目	内容	細目	適用時期																																																																																																				
個人課税 (所得税・住民税)	I. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革	<p>1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し</p> <p>【国税】</p> <p>(1) 配偶者控除 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については配偶者控除の適用はできないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 85万円以下</td> <td>38万円</td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>36万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 85万円以下</td> <td>26万円</td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>24万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>14万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 85万円以下</td> <td>13万円</td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>85万円超 90万円以下</td> <td>12万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>7万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備 上記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置を講ずる。</p> <p>【地方税】</p> <p>(1) 配偶者控除 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	居住者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超 85万円以下	38万円	105万円超 110万円以下	16万円	85万円超 90万円以下	36万円	110万円超 115万円以下	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	115万円超 120万円以下	6万円	95万円超 100万円以下	26万円	120万円超 123万円以下	3万円	100万円超 105万円以下	21万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超 85万円以下	26万円	105万円超 110万円以下	11万円	85万円超 90万円以下	24万円	110万円超 115万円以下	8万円	90万円超 95万円以下	21万円	115万円超 120万円以下	4万円	95万円超 100万円以下	18万円	120万円超 123万円以下	2万円	100万円超 105万円以下	14万円			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超 85万円以下	13万円	105万円超 110万円以下	6万円	85万円超 90万円以下	12万円	110万円超 115万円以下	4万円	90万円超 95万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	2万円	95万円超 100万円以下	9万円	120万円超 123万円以下	1万円	100万円超 105万円以下	7万円			所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	<p>※平成30年分以後の所得税につき適用する。</p> <p>※(1)、(2)及び(3)②の改正は、平成31年度分以後の個人住民税について適用する。</p>
居住者の 合計所得金額	控除額																																																																																																						
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																																					
900万円以下	38万円	48万円																																																																																																					
900万円超 950万円以下	26万円	32万円																																																																																																					
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円																																																																																																					
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																																																				
38万円超 85万円以下	38万円	105万円超 110万円以下	16万円																																																																																																				
85万円超 90万円以下	36万円	110万円超 115万円以下	11万円																																																																																																				
90万円超 95万円以下	31万円	115万円超 120万円以下	6万円																																																																																																				
95万円超 100万円以下	26万円	120万円超 123万円以下	3万円																																																																																																				
100万円超 105万円以下	21万円																																																																																																						
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																																																				
38万円超 85万円以下	26万円	105万円超 110万円以下	11万円																																																																																																				
85万円超 90万円以下	24万円	110万円超 115万円以下	8万円																																																																																																				
90万円超 95万円以下	21万円	115万円超 120万円以下	4万円																																																																																																				
95万円超 100万円以下	18万円	120万円超 123万円以下	2万円																																																																																																				
100万円超 105万円以下	14万円																																																																																																						
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																																																				
38万円超 85万円以下	13万円	105万円超 110万円以下	6万円																																																																																																				
85万円超 90万円以下	12万円	110万円超 115万円以下	4万円																																																																																																				
90万円超 95万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	2万円																																																																																																				
95万円超 100万円以下	9万円	120万円超 123万円以下	1万円																																																																																																				
100万円超 105万円以下	7万円																																																																																																						
所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額																																																																																																						
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																																																					
900万円以下	33万円	38万円																																																																																																					
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																																																																																					
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																																																																																					

税目	内容	細目	適用時期																																																												
個人課税 (所得税・住民税)	I. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革(続)	<p>(2) 配偶者特別控除 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(現行：38万円超76万円未満)とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" data-bbox="616 502 1501 705"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" data-bbox="598 776 1501 974"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1" data-bbox="598 1045 1501 1245"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他 ① 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。 ② 上記(1)及び(2)の見直しに伴い、調整控除の適用要件の見直しを行う等の所要の措置を講ずる。</p>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																												
38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																												
90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																												
95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																												
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																												
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																												
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																												
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																												
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																												
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																												
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																												
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																												
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																												
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																												
105万円超110万円以下	6万円																																																														
	II. 金融・証券税制	<p>1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置</p> <p>(1) 積立NISAの創設 非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用できることとする。</p> <p>① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき累積投資勘定に係る株式投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等(その金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。)については、所得税及び個人住民税を課さない。</p> <p>② 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、その公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。</p> <p>③ 非課税累積投資契約とは、上記①及び②の非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け及びその管理に関する契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。 イ. 公募等株式投資信託の受益権の管理は、累積投資勘定(当該契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年のうち現行の非課税管理勘定が設定される年以外の年に設けられるものをいう。)において行うこと。</p>																																																													

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ 金融・証券税制 (続)</p>	<p>ロ. その累積投資勘定は、その居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられること。</p> <p>ハ. その累積投資勘定は、原則としてその勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。</p> <p>ニ. その累積投資勘定には、累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されている公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。</p> <p>(a) 信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。</p> <p>(b) 収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと。</p> <p>(c) 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと。</p> <p>(d) その他一定の事項</p> <p>ホ. その累積投資勘定においては、その居住者等の非課税口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した公募等株式投資信託の受益権(当該期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。)及び公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。</p> <p>ヘ. その金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座が開設された日の属する年の1月1日以後10年を経過する日及び同日の翌日以後5年を経過する日ごとに、これらの日においてその非課税口座を開設している居住者等の住所地等を確認することとされていること。</p> <p>(2) 現行NISA及びジュニアNISAの見直し</p> <p>① 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。</p> <p>② 上記①については、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)における非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様とする。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 特定口座年間取引報告書の範囲の追加</p> <p>上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等の金額を申告する際に確定申告書等に添付する特定口座年間取引報告書の範囲に、金融商品取引業者等から電磁的方法により交付を受けたその特定口座年間取引報告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。</p>	<p>※平成31年分以後の所得税及び平成32年度分以後の個人住民税について適用する。</p>
	<p>Ⅲ 住宅・土地税制</p>	<p>1. 住宅の耐久性向上改修工事に係る所得税額の特別控除</p> <p>住宅の耐久性向上改修工事について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例</p> <p>本特例の適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を加える。</p> <p>(注1) 上記の「一定の耐久性向上改修工事」とは、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で次の要件を満たすものをいう。</p> <p>イ. 増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は一室の床若しくは壁の全部について行う修繕若しくは模様替等であること</p> <p>ロ. 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること</p> <p>ハ. 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること</p>	<p>※増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅲ 住宅・土地税制 (続)</p>	<p>ニ. 工事費用(補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)の合計額が50万円を超えること。 (注2) 耐久性向上改修工事の証明書の発行は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が行うものとする。下記(2)において同じ。 (注3) その他の要件等は、現行の本特例と同様とする。</p> <p>(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 本特例の適用対象となる工事に一定の耐久性向上改修工事で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを加えるとともに、その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額(250万円(省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、350万円)を限度)の10%に相当する金額とする。 なお、耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、その耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額、省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額(500万円(省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、600万円)を限度)の10%に相当する金額とする。 (注1) 上記の「一定の耐久性向上改修工事」とは、①小屋裏、②外壁、③浴室、脱衣室、④土台、軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で次の要件を満たすものをいう。 イ. 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること ロ. 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合することとなること ハ. 工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること (注2) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、耐久性向上改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に、その耐久性向上改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいう。 (注3) その他の要件等は、現行の本特例と同様とする。</p> <p>2. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等に係る省エネ改修工事の追加 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる省エネ改修工事に、居室の窓の断熱改修工事又は居室の窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上向上し、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となること等の要件を満たすものを加える。 これに伴い、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる省エネ改修工事について、その年の前年以前3年以内に省エネ改修工事を行い、本税額控除の適用を受けている場合には適用しないこととするほか、標準的な工事費用相当額について所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の証明書の統一化 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる増改築等に該当することを証明する書類(増改築等工事証明書)並びに既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる耐震改修に該当することを証明する書類(住宅耐震改修証明書)の様式を統一する。</p>	<p>※増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅲ 住宅・土地税制 (続)</p>	<p>4. 短期所有土地等の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る課税の特例 本特例の適用停止措置の期限を3年延長する。</p> <p>5. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>6. 給与所得者等が貸付けを受けた住宅借入金等の利率引き下げ 給与所得者等が使用者等から使用人である地位に基づいて貸付けを受けた住宅借入金等のうち、住宅借入金等を有する場合の個人住民税額の特別控除の控除額に係る特例の対象とならない住宅借入金等に係る利率を0.2%未満(現行:1%未満)に引き下げる。</p>	<p>※平成29年1月1日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用する。</p>
	<p>Ⅳ 災害に関する税制上の措置</p>	<p>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除関係 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除につき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける住宅(以下、「従前住宅」という。)が災害により居住の用に供することができなくなった場合には、現行の災害により居住の用に供することができなくなった年に限り本税額控除を適用できることとする措置に代えて、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の従前住宅に係る適用年(次に掲げる場合のいずれにも該当しない年までの各年に限る。)について本税額控除の適用を受けることができる措置を講ずる。</p> <p>① 従前住宅若しくは従前住宅の敷地の用に供されていた土地等又はその土地等に新たに建築した建物等を事業用若しくは賃貸用又は親族等に対する無償による貸付けの用に供した場合(災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前住宅をその災害により居住の用に供することができなくなった者(以下「再建支援法適用者」という。)が、その土地等に新築等をした住宅につき住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除(以下「住宅ローン控除等」という。)の適用を受ける場合を除く。)</p> <p>② 従前住宅又は従前住宅の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をし、その譲渡について居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合</p> <p>③ 災害により従前住宅を居住の用に供することができなくなった者が取得等をした住宅(以下「再建住宅」という。)について住宅ローン控除等の適用を受ける場合(再建支援法適用者が住宅ローン控除等の適用を受ける場合を除く。)</p> <p>(2) 再建支援法適用者が再建住宅の取得等をした場合の調整措置 上記(1)により、再建支援法適用者が再建住宅の取得等をした場合には、従前住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と再建住宅に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を重複して適用できるとし、その重複して適用できる年における税額控除額は、現行の二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置による。</p> <p>2. 財形非課税貯蓄に係る利子等の課税に係る措置 勤労者につき次に掲げる事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、その事由が生じたことによりその勤労者が勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄(以下「財形非課税貯蓄」という。)の払出しを行う場合(その事由が生じたことによりその払出しを行うことについて所轄税務署長の確認を受けたときに限る。)には、その払出しをした日に支払われる当該財形非課税貯蓄に係る利子等に対する課税及び同日前5年以内に支払われたその財形非課税貯蓄に係る利子等に対する遡及課税を行わないこととする。</p> <p>① 勤労者が居住の用に供している家屋であってその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと</p> <p>② 勤労者が支払った医療費で、その者又はその支払の時にその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払ったものの金額の合計額が200万円を超えたこと</p>	<p>(注)特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様とする。</p> <p>※平成29年分以後の所得税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※平成29年4月1日以後に生ずる上記①から⑤までの事由による財形非課税貯蓄の払出しについて適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期										
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV 災害に関する税制上の措置(続)</p>	<p>③ 勤労者が配偶者と死別等をし、所得税法の寡婦(扶養親族である子を有する者に限る。)又は寡夫に該当することとなったこと。 ④ 勤労者が特別障害者に該当することとなったこと。 ⑤ 勤労者が雇用保険法の特定受給資格者又は特定理由離職者に該当することとなったこと。 (注) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に生じた上記①から⑤までの事由により財形非課税貯蓄の払出しを行った勤労者で、その払出しの際にその財形非課税貯蓄に係る利子等について徴収された所得税の額がある者は、平成30年3月31日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その徴収された所得税の額の還付を請求することができることとする。</p> <p>3. 住宅借入金等を有する場合の個人住民税額の特別控除の適用 住宅借入金等を有する場合の個人住民税額の特別控除の適用を受ける住宅(以下「従前住宅」という。)が災害により居住の用に供することができなくなった場合又は災害に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する従前住宅をその災害により居住の用に供することができなくなった者が住宅の取得等をした場合に、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、その年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。</p> <table border="1" data-bbox="581 1127 1503 1443"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年1月～平成18年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月～平成26年3月</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成33年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合(東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合を含む。)の控除限度額であり、それ以外の場合には他の欄と同様に所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)となる。</p>	居住年	控除限度額	平成11年1月～平成18年12月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)	平成21年1月～平成26年3月	同上	平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)(注)	<p>※平成30年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p>		
居住年	控除限度額												
平成11年1月～平成18年12月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)												
平成21年1月～平成26年3月	同上												
平成26年4月～平成33年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)(注)												
	<p>V 租税特別措置法等</p>	<p>1. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の適用に係る申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例(以下「承認に係る特例」という。)について、承認に係る特例の対象範囲に次の贈与又は遺贈などを追加するほか、所要の措置を講ずる。 → 公益社団法人又は公益財団法人に対する贈与等でその公益社団法人又は公益財団法人の理事、監事、評議員その他これらに準ずるもの(その親族等を含む。以下「役員等」という。)以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産がその公益社団法人又は公益財団法人の公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とされるものを贈与又は遺贈した場合</p>											
	<p>VI その他</p>	<p>1. 所得税の届出書に関する簡素化 次に掲げる所得税の届出書について、それぞれ次に定める税務署長への提出を不要とする。</p> <table border="1" data-bbox="581 2162 1503 2527"> <thead> <tr> <th>届出書の種類</th> <th>提出不要となる税務署長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税地の変更に関する届出書</td> <td>変更後の納税地の所轄税務署長</td> </tr> <tr> <td>納税地の異動に関する届出書</td> <td>異動後の納税地の所轄税務署長</td> </tr> <tr> <td>個人事業の開業・廃業等届出書</td> <td>納税地の所轄税務署長(その個人が事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長</td> </tr> <tr> <td>給与支払事務所等の移転届出書</td> <td>移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長</td> </tr> </tbody> </table>	届出書の種類	提出不要となる税務署長	納税地の変更に関する届出書	変更後の納税地の所轄税務署長	納税地の異動に関する届出書	異動後の納税地の所轄税務署長	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署長(その個人が事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長	給与支払事務所等の移転届出書	移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長	
届出書の種類	提出不要となる税務署長												
納税地の変更に関する届出書	変更後の納税地の所轄税務署長												
納税地の異動に関する届出書	異動後の納税地の所轄税務署長												
個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署長(その個人が事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長)以外の税務署長												
給与支払事務所等の移転届出書	移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長												

税目	内容	細目	適用時期								
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV その他 (続)</p>	<p>2. 医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書の添付義務化 医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。 この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その適用に係る医療費の領収書(次に掲げるものを除く。)又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。 ① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合におけるその医療費通知書に係る医療費の領収書 ② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合におけるその医療費通知情報に係る医療費の領収書 【経過措置】 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。</p> <p>3. 雇用保険法の失業給付金等の取扱い 雇用保険法の失業等給付等について、雇用保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。 (1) 所得税を課さない。 (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。</p> <p>4. 上場株式等に係る配当所得等の課税方式 上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。</p> <p>5. 国民健康保険税の減額対象所得基準の引き上げ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。 ① 5割軽減の対象となる世帯 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円(現行:26.5万円)に引き上げる。 ② 2割軽減の対象となる世帯 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円(現行:48万円)に引き上げる。</p>	<p>※平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p>								
<p>法人課税</p>	<p>I. 競争力強化のための研究開発税制等の見直し</p>	<p>1. 試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う(所得税についても同様)。 (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度 税額控除率(現行:試験研究費割合に応じ、8~10%)を、次の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率(10%を上限とする。)とする制度に改組する。</p> <table border="1" data-bbox="633 2033 1425 2244"> <thead> <tr> <th>増減割合</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 増減割合 5%超</td> <td>9%+(増減割合-5%)×0.3</td> </tr> <tr> <td>② 増減割合 5%以下</td> <td>9%-(5%-増減割合)×0.1</td> </tr> <tr> <td>③ 増減割合 -25%未満</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)「増減割合」とは、試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。 (注2)上記(注1)の「試験研究費増減差額」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。 (2) 制度の廃止及び適用期限の延長 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。</p>	増減割合	税額控除率	① 増減割合 5%超	9%+(増減割合-5%)×0.3	② 増減割合 5%以下	9%-(5%-増減割合)×0.1	③ 増減割合 -25%未満	6%	<p>◆別紙【付録①】参照</p>
増減割合	税額控除率										
① 増減割合 5%超	9%+(増減割合-5%)×0.3										
② 増減割合 5%以下	9%-(5%-増減割合)×0.1										
③ 増減割合 -25%未満	6%										

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. 競争力強化のための研究開発税制等の見直し(続)	<p>(3) 時限措置の創設 競争力強化のため2年間の時限措置として、次の措置を講ずる。</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度 税額控除率の上限を14%(原則:10%)とする。</p> <p>② 中小企業技術基盤強化税制 試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。 (イ) 税額控除率(12%)に、増加割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、税額控除率の上限は17%とする。 (ロ) 控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に当期の法人税額の10%を上乗せする。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度との選択適用とする。 (注)上記の「増加割合」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、次の措置を適用できる。 (イ) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。 (ロ) 中小企業技術基盤強化税制について、控除税額の上限(当期の法人税額の25%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする。なお、上記②(ロ)との選択適用とする。 (注)上記の「平均売上金額」とは、当期を含む4年間の売上金額の年平均額をいい、上記の「試験研究費割合」とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。</p> <p>(4) 試験研究費の範囲の追加 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務(以下「新サービス」という。)の開発を目的として行う次の業務に要する原材料費、人件費(その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者(以下「情報解析専門家」という。)に係るものに限る。)及び経費(外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る。)並びに委託費(これらの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。)を加える。 ① 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集 ② その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア(これに準ずるソフトウェアを含む。)を用いて行われる分析 ③ その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計 ④ その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認</p> <p>(5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し ① 特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、その費用の限定(現行:原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費)を廃止し、これらの研究に要した費用とする。 ② 契約変更前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、その支出日と契約変更日が同一の事業年度内にある場合には、特別試験研究費の対象となることを明確化する。 ③ その事業年度における特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収証等との突合を要しないこととする。</p> <p>2. 公益法人の収益事業に係る課税の要件整備 公益法人等の収益事業に係る課税について、収益事業から除外される私立大学が他の者の委託を受けて行う研究に係る請負業の要件を、その委託に係る契約又は協定において、その研究の成果の公表がされること又はその研究の成果がその私立大学に帰属することが定められていること(現行:実施期間が3月以上であること並びに契約又は協定においてその研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められていること)とする。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	Ⅱ. 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し	<p>1. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う(所得税についても同様)。 (1) 中小企業者等以外の法人 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直すとともに、控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とする。 (2) 中小企業者等 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とする。</p> <p>2. 地方税の付加価値割に関する見直し 付加価値割の所得拡大促進税制及び中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。 (1) 付加価値割の所得拡大促進税制 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直す。 (2) 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額(現行:雇用者給与等支給増加額の10%)とする。</p>	◆別紙【付録②】参照
	Ⅲ. コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備	<p>1. 確定申告書の提出期限の延長制度の見直し 確定申告書の提出期限の延長の特例について、次の見直しを行う。 【 国税 】 法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。 【 地方税 】～法人事業税 法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、その定めの内容を勘案して各事業年度終了の日から6月を超えない範囲内において都道府県知事が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。</p> <p>2. 役員給与等の見直し (1) 利益連動給与について、次の見直しを行う。 ① 算定指標の範囲 株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標(利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。)を加えるとともに、その事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。 (注)これに伴い、損金経理要件について所要の見直しを行う。 ② 対象の追加 イ. 利益の状況を示す指標又は上記①の追加された指標(以下「業績連動指標」という。)を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。 ロ. 同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。</p>	(注)国税、地方税ともに、延長月数の変更手続を定める等の所要の措置を講ずる。 ※退職給与に係る部分、譲渡制限付株式に係る部分及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合にはその支給又は交付)をする給与につき適用し…

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	Ⅲ コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備（続）	<p>(注) 手続に関する要件は、算定方法についてその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続を経てその法人の株主総会又は取締役会において決議し、その非同族法人の有価証券報告書等で開示されていることとする。</p> <p>(2) 退職給与の見直し 退職給与で利益その他の指標(勤務期間及び既に支給した給与を除く。)を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とする。 (注) 新株予約権は、その行使により市場価格のある株式が交付されるものに限る。</p> <p>(3) 事前確定届出給与の見直し 事前確定届出給与について、次の見直しを行う。 ① 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加える。 ② 上記(2)の改正にあわせて、所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とする。 (注) 上記①の株式及び上記②の新株予約権は、市場価格のある株式又は市場価格のある株式の取得の基因となるもので、役務の提供を受ける法人又はその法人の発行済株式の50%超を直接若しくは間接に保有する法人が発行したのものに限る。 ③ 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。</p> <p>(4) 定期同額給与 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。</p> <p>(5) 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例次の見直しを行う。 ① 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える。 ② 譲渡制限付株式を対価とする費用について、原則として、譲渡制限が解除されることが確定した日(現行:譲渡制限が解除された日)の属する事業年度の損金の額に算入する。 ③ 非居住者に対して交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととする。</p> <p>(6) 定期同額給与の改定期限、事前確定届出給与の届出期限及び利益連動給与における報酬委員会の決定等の手続の期限について、上記1.の改正に伴う見直しを行う。</p> <p>(7) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 組織再編税制等 組織再編税制等について、所要の見直しを行う。【詳細省略】</p> <p>(1) 適格分割の範囲 (2) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配 (3) 内国法人である現物分配法人の100%子法人株式を全部分配する現物分配により子法人株式の交付を受けた外国法人株主 (4) 単独新設分社型分割に係る適格要件の関係継続要件 (5) 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件 (6) 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化 (7) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度 (8) みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得 (9) 組織再編税制における適格要件の見直し(3つ) (10) 営業権の償却方法(取得年度は月割計算を行う) (11) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度(欠損金の制限措置及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度) (12) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度 (13) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置</p>	(前頁の続き) …その他の部分は同年4月1日以後に支給又は交付に係る決議(その決議がない場合には、その支給又は交付)をする給与につき適用する。

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	IV 中堅・中小事業者の支援	<p>1. 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、同法の改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、その法人の特定承認地域中核事業計画に係る地域未来投資促進法(仮称)の同意地域中核事業促進地域(仮称)内において特定地域中核事業施設等を新設し、又は増設した場合において、その特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業(仮称)の用に供したときは、特別償却と税額控除との選択適用ができることとし、所得税についても同様とする。</p> <p>(1) 特別償却 取得価額×40%(建物及びその附属設備並びに構築物については20%)</p> <p>(2) 税額控除(次のいずれか少ない金額とする。)</p> <p>① 取得価額×4%(建物及びその附属設備並びに構築物については2%)</p> <p>② 当期の法人税額×20%</p> <p>(注1) 上記の「特定承認地域中核事業計画」とは、承認地域中核事業計画(仮称)のうち、地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについての国の確認を受けたものをいう。</p> <p>(注2) 上記の「特定地域中核事業施設等」とは、その法人の特定承認地域中核事業計画に定められた施設又は設備で、その計画に従って行う地域中核事業の用に供するもののうち、その取得価額の合計額が2,000万円以上のものをいう。</p> <p>(注3) 対象資産の取得価額の合計額のうち適用対象金額は100億円が限度</p> <p>2. 中小企業向け設備投資促進税制の拡充</p> <p>「中小企業投資促進税制」及び「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」について、次の措置を講ずる(所得税についても同様とする)。</p> <p>(1) 中小企業投資促進税制の上乗措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)</p> <p>次の中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。</p> <p>青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、次の特別償却と税額控除のいずれかを選択適用することができる。</p> <p>① 特別償却 特別償却限度額＝取得価額－普通償却限度額</p> <p>② 税額控除(次のいずれか少ない金額とする。)</p> <p>イ. 取得価額×7%(特定中小企業者等にあつては、10%)</p> <p>ロ. 当期の法人税額×20%</p> <p>※ 控除限度超過額は1年間の繰越しができる。</p> <p>(注1) 中小企業者等及び特定中小企業者等の範囲は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象法人のうち、中小企業等経営強化法の中小企業者等に該当するものとする。</p> <p>(注2) 上記の「生産等設備」とは、その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設等は該当しない。</p> <p>(注3) 上記の「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいう。</p> <p>(注4) 上記の「経営力向上設備等」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいう。</p> <p>a. 生産性向上設備 次の(i)及び(ii)の要件を満たす機械装置、工具(測定工具及び検査工具に限る。)、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア(設備の稼働状況等に係る情報収集機能等を有するものに限る。)をいう。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(i)の要件を満たすものとする。</p>	◆別紙【付録③】参照

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	IV 中堅・中小事業者の支援（続）	<p>(i) 販売が開始されてから、機械装置:10年以内、工具:5年以内、器具備品:6年以内、建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内のものであること。</p> <p>(ii) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること。</p> <p>b. 収益力強化設備 その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。</p> <p>(注5) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。 a. 機械装置:1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの b. 工具及び器具備品:1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの c. 建物附属設備:一の取得価額が60万円以上のもの d. ソフトウェア:一の取得価額が70万円以上のもの</p> <p>(注6) 指定事業は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業とする。</p> <p>(2) 中小企業投資促進税制 上記(1)のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却等 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 税額控除額の上限 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除制度及び上記(1)の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額の合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。</p>	
	V 地方創生の推進	<p>1. 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却等</p> <p>(1) 適用期限の延長 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除における税額控除率を引き上げる措置の適用期限を1年延長する。</p> <p>(2) 移転型事業の要件 移転型事業の要件のうち特定業務施設における増加従業員の過半数が特定集中地域からの転勤者であることとの要件について、特定集中地域における従業員の減少人数を上限として、特定業務施設における新規雇用者の一部を特定集中地域からの転勤者とみなす。</p> <p>2. 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度 地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額を、次の金額の合計額(現行:20万円(基準雇用者割合が10%以上であることとの要件を満たす場合には、50万円)に地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額)とする。</p> <p>(1) 30万円(基準雇用者割合が10%以上であることとの要件を満たす場合には60万円)に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額</p> <p>(2) 20万円(基準雇用者割合が10%以上であることとの要件を満たす場合には50万円)に、新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。)から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数を乗じて計算した金額</p> <p>(3) 10万円(基準雇用者割合が10%以上であることとの要件を満たす場合には40万円)に、新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。)から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数を乗じて計算した金額</p> <p>(注1) 地方事業所基準雇用者数は、その地方事業所基準雇用者数とその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とする。</p> <p>(注2) 上記の「新規雇用者数」とは、その特定業務施設における新たな雇用者の数をいい、上記の「新規雇用者総数」とは、その特定業務施設における新規雇用者数の合計をいう。</p>	

税目	内容	細目	適用時期									
法人課税	VI 災害に関する税制上の措置	<p>1. 災害損失欠損金の繰戻し還付請求 法人の災害が発生した日(以下「発災日」という。)から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は発災日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額(欠損金額のうち、その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額)がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書(期限後申告書を含む。)又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の前日1年(青色申告書を提出する場合には、2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置を講ずる。 (注) 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合において、同日前にその事業年度に係る確定申告書を既に提出しているときは、平成29年4月30日までに納税地の所轄税務署長に対して還付請求書を提出することにより、その災害損失欠損金額について本措置の適用ができることとする。</p> <p>2. 中間申告に係る所得税額の還付措置 法人の災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額(その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のもの)がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額を、その災害損失金額を限度に還付する措置を講ずる。</p> <p>3. 中間申告書の提出省略 法人税及び地方法人税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。</p> <p>4. 被災代替資産等の特別償却 法人が、特定非常災害の指定を受けた災害が発生した日(以下「発災日」という。)から5年を経過する日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、その災害に基因してその事業の用に供することができなくなった建物(その附属設備を含む。)、構築物若しくは機械装置の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産(以下「被災代替資産等」という。)の取得価額に、次の区分ごとに、次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる措置を講ずる(所得税についても同様とする)。</p> <table border="1" data-bbox="571 1679 1445 1942"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1679 1031 1805">取得等の時期 被災代替資産の区分</th> <th data-bbox="1031 1679 1219 1805">発災日から 3年目まで</th> <th data-bbox="1219 1679 1445 1805">発災日から 4年目、5年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1805 1031 1874">建物又は構築物</td> <td data-bbox="1031 1805 1219 1874">15%(18%)</td> <td data-bbox="1219 1805 1445 1874">10%(12%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1874 1031 1942">機械及び装置</td> <td data-bbox="1031 1874 1219 1942">30%(38%)</td> <td data-bbox="1219 1874 1445 1942">20%(24%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の「被災区域」とは、その災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。 (注2) 上記のカッコ内の率は、中小企業者等が取得等をする場合の償却率 (注3) 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度の指定期間内に被災代替資産等の取得等をした場合には、同日以後最初に終了する事業年度において、特別償却相当額の償却ができることとする。</p> <p>5. 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却等 復興居住区域に係る措置について、その適用期限を4年延長するとともに、平成32年4月1日以後に取得又は建設をされる被災者向け優良賃貸住宅の特別償却率を17%(現行:25%)に、税額控除率を6%(現行:8%)に、それぞれ引き下げる(所得税についても同様とする)。 (注) 福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得又は建設をする被災者向け優良賃貸住宅については、現行どおりとする。</p>	取得等の時期 被災代替資産の区分	発災日から 3年目まで	発災日から 4年目、5年目	建物又は構築物	15%(18%)	10%(12%)	機械及び装置	30%(38%)	20%(24%)	
取得等の時期 被災代替資産の区分	発災日から 3年目まで	発災日から 4年目、5年目										
建物又は構築物	15%(18%)	10%(12%)										
機械及び装置	30%(38%)	20%(24%)										

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	VI 災害に関する税制上の措置(続)	<p>6. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度 次の見直しを行った上、その適用期限を4年延長する(所得税についても同様とする。)</p> <p>(1) 割増償却率の引き下げ</p> <p>① 耐用年数 35 未満であるもの</p> <p>イ. 平成 31 年 3 月 31 日以前に取得又は建設をされるもの 40%</p> <p>ロ. 平成 31 年 4 月 1 日以後に取得又は建設をされるもの 20%</p> <p>② 耐用年数が 35 年以上であるもの</p> <p>イ. 平成 31 年 3 月 31 日以前に取得又は建設をされるもの 56%</p> <p>ロ. 平成 31 年 4 月 1 日以後に取得又は建設をされるもの 28%</p> <p>(2) 対象地域から復興居住区域を除外する。</p> <p>(3) 確定申告書等への書類添付要件における添付書類に、被災者向け優良賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその被災者向け優良賃貸住宅の所在地が復興居住区域でない旨を証する書類を加える。</p>	
	VII 円滑・適正な納税のための環境整備	<p>1. 届出書の提出簡素化 法人税の納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出を不要とする。 連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様とする。</p> <p>2. 添付書類の省略化 法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付を不要とする。</p> <p>3. 申告要件の明確化等</p> <p>(1) 国税 外国税額控除制度及び研究開発税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合において連動的に税額控除額を増加できるものとする(所得税についても同様とする)。</p> <p>(2) 地方税 外国税額控除制度、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)及び付加価値割の所得拡大促進税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には控除額を変更できることを明らかにすることで、地方団体の長が増額更正をする場合において連動的に控除額を増加できるものとする。</p>	
	VIII その他の租税特別措置等	<p>1. 環境関連投資促進税制の適正化 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、新エネルギー利用設備等の範囲の適正化を行う(所得税についても同様とする)。</p> <p>2. 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の見直し、適用期限の延長 過疎地域に係る措置について、過疎地域自立促進特別措置法の改正を前提に、対象事業につき、農林水産物等販売業を加える一方で、情報通信技術利用事業を除外した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 土地重課凍結措置の延長 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度(一般・短期)の適用停止措置及び適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外)の期限を3年延長する。</p> <p>4. 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置 その適用期限を3年延長する。</p> <p>5. 公害防止用設備の特別償却制度 取得価額要件を 600 万円以上(現行:300 万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする)。</p> <p>6. 医療用機器の特別償却制度 対象機器の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする)。</p>	

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	Ⅷ その他の租税特別措置等（続）	<p>7. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度 適用期限の到来をもって廃止する(所得税についても同様とする。)</p> <p>8. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する(次の(3)の見直しを除き、所得税についても同様とする。)</p> <p>(1) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地区域内にある土地等の買換えは、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって適用対象から除外する。</p> <p>(2) 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所及びその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に該当するものに係る土地等、建物(その附属設備を含む。)及び構築物を、それぞれ除外する。</p> <p>(3) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち鉄道事業用車両運搬具を貨物鉄道事業用の電気機関車に限定する。</p> <p>(4) 船舶・・・省略</p> <p>9. 貸倒引当金の特例 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について割増率を10%(現行:12%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>10. 中小企業向け措置の見直し～別紙【付録④】参照 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる。</p>	<p>※平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p>
資産課税	Ⅰ 非上場株式等に係る納税猶予の見直し	<p>1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し</p> <p>(1) 災害等の被災者等の認定等の時期に関する措置 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置を講ずる。</p> <p>① 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」という。)の認定を受けている、又は当該認定を受けようとしている会社 災害等により受けた次に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除(ハの場合については、災害等の発生後の売上高の回復に応じて緩和)等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除する。</p> <p>イ. 災害により被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合 ロ. 災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合 ハ. 一定の災害等の発生後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合 (注)上記の「一定の災害等」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までに掲げる一定の事由をいう。</p> <p>② 災害等の発生後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社 上記①の措置に加え、事前役員就任要件を緩和する。</p> <p>(2) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる(現行:切り上げる)こととする。ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。</p> <p>(3) 相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。</p> <p>(4) 認定相続承認会社の要件 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承認会社の要件について、中小企業者であること及びその会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資産課税	Ⅱ. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し	<p>1. 国内に住所を有せず日本国籍を有する相続人等 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年(現行:5年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。</p> <p>2. 一時的滞在している被相続人等及び相続人等の課税対象財産 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在(国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。3.において同じ。)をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。</p> <p>3. 国内住所及び日本国籍を有しない相続人等の課税対象財産加算措置 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。</p>	◆別紙【付録⑤】参照
	Ⅲ. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し(タワマン節税規制)	<p>1. 居住用超高層建築物に対して課する固定資産税の見直し 居住用超高層建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 高さが60mを超える建築物(建築基準法令上の「超高層建築物」)のうち、複数の階に住戸が所在しているもの(以下「居住用超高層建築物」という。)については、その居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者にあん分する際に用いるその各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率(以下「階層別専有床面積補正率」という。)により補正する。</p> <p>(2) 階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。</p> <p>(3) 居住用以外の専有部分を含む居住用超高層建築物においては、まずその居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を、床面積により居住用部分と非居住用部分にあん分の上、居住用部分の税額を各区分所有者にあん分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)までに加え、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合には、その差違に応じた補正を行う。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、その申し出た割合によりその居住用超高層建築物に係る固定資産税額をあん分することも可能とする。</p> <p>2. 居住用超高層建築物の専有部分の取得があった場合に課する不動産取得税の見直し</p> <p>(1) 上記1.(1)に規定する「居住用超高層建築物」にあつては、居住用超高層建築物の居住用の専有部分の取得があった場合において、その居住用超高層建築物の評価額をその専有部分の床面積割合によってあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして課する不動産取得税については、その専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための「階層別専有床面積補正率」により補正する。</p> <p>(2) 階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。</p> <p>(3) 居住用以外の専有部分を含む居住用超高層建築物においては、まずその居住用超高層建築物全体に係る評価額を、床面積により居住用部分と非居住用部分にあん分の上、居住用部分の評価額を各区分所有者にあん分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。</p> <p>(4) 上記1.(4)の補正については、不動産取得税についても同様とする。</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、その申し出た割合によりあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして不動産取得税を課することも可能とする。</p>	<p>※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用する。</p> <p>※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	IV. 災害に関する税制上の措置	<p>1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置等 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、その贈与を受けた年の翌年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が災害により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなかつたときは、居住要件を免除する。</p> <p>(2) 住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をした者が、その贈与を受けた年の翌年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより本制度の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年12月31日までにその居住の用に供することができなかつたときは、その居住期限をその贈与を受けた年の翌々年12月31日まで延長する。</p> <p>(3) 贈与により金銭を取得した者が、その金銭を住宅用の家屋の新築等の対価に充てて新築等をする場合においては、災害に基因するやむを得ない事情によりその贈与を受けた年の翌年3月15日までに新築等ができなかつたときであっても、その贈与を受けた年の翌々年3月15日までに新築等をしたときは、本制度の適用を受けることができることとする。</p> <p>(4) 本制度の適用を受けた者の住宅用家屋が被災者生活再建支援法が適用される自然災害により滅失等をした場合において、その者がその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築等をするときは、再度本制度の適用を受けることができることとする。</p> <p>2. 特定非常災害発生日前に相続、遺贈、贈与により取得した財産の価格 特定非常災害の指定を受けた災害が発生した場合において、その災害発生日前の相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で、その災害発生日以後に申告期限が到来するものについて、その課税価格の計算上、その災害により被災者生活再建支援法が適用される区域内の土地等及び一定の非上場株式等でその災害発生日に有していたものの価額は、その災害の発生直後を基準とした価額とすることができることとする。 この特例の適用を受ける場合において、特定日(国税通則法の規定により延長された申告期限とその災害発生日の翌日から10月を経過する日とのいずれか遅い日をいう。)の前日までに申告期限が到来するものについては、その申告期限を特定日まで延長する。</p> <p>3. 登録免許税の免除措置 被災者生活再建支援法が適用される自然災害の被災者等がその自然災害により滅失等をした建物に代わるものとして新築等をした建物の所有権の保存登記等及びその敷地の用に供する土地の所有権等の移転登記等並びにこれらの登記と同時に受けるこれらの建物及び土地の取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記で、その自然災害の発生した日から5年を経過する日までに受けるものに対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。</p> <p>4. 印紙税の免除措置</p> <p>(1) 不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書 被災者生活再建支援法が適用される自然災害の被災者等が、その自然災害により滅失等をした建物が所在した土地若しくは損壊した建物を譲渡する場合、滅失等をした建物に代わるものの敷地の用に供する土地を取得する場合、滅失等をした建物に代わるものを新築等する場合又は損壊した建物を修繕する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書のうち、その自然災害の発生した日から5年を経過する日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととする。</p> <p>(2) 金銭(の特別貸付に係る)消費貸借契約書 公的貸付機関等又は銀行等の金融機関が激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する措置が適用されるものに限る。)の被災者等に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、その激甚災害の発生した日から5年を経過する日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととする。</p>	<p>※平成29年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※平成29年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>※平成28年4月1日以後に作成された不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書について適用する。</p> <p>※平成28年4月1日以後に作成された消費貸借に関する契約書について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
資産課税	IV 租税特別措置法等	<p>1. 医療法人に関する贈与税の取扱い 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(「平成18年医療法等改正法」という。)の改正を前提に次の措置を講ずる。 (1) 平成18年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部又は一部の放棄をしたことによりその医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、その医療法人がその放棄により受けた経済的利益については、贈与税を課さない。 ★厚生労働省公表資料によると、新たに「運営の適正性要件」が追加され、現行の贈与税が非課税となる基準より、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件が緩和され、非課税対象が大幅に拡充となっている。 なお、「運営の適正性要件」は、①法人関係者に利益供与しないこと、②役員報酬について不当に高額にならないように定められていること、③社会保険診療に係る収入が全体の80%以上などとなっている。 (2) 上記(1)の適用を受けた医療法人について、持分の定めのない医療法人への移行をした日以後6年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、上記(1)の経済的利益については、その医療法人を個人とみなして、贈与税を課する。 (3) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用期限を3年延長する。</p> <p>2. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することができることとする。</p> <p>3. 登録免許税の拡充・延長 (1) 土地の売買による所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>4. 固定資産税・都市計画税の軽減措置 (1) 一定の保育施設用の土地、家屋等 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合には、その施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間次のとおりとする措置を講ずる。 ① 土地及び家屋・・・価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。 ② 償却資産・・・価格に次の割合を乗じて得た額とする。 イ. 大臣配分資産又は知事配分資産:2分の1 ロ. その他の資産:2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業用の家屋等 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産(他の用途に供されていないものに限る。)に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行う。 ① 家屋・・・価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。 ② 償却資産・・・価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。 イ. 大臣配分資産又は知事配分資産:2分の1 ロ. その他の資産:2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 (3) 中小事業者等が取得する機械装置に係る課税標準の特例措置の拡充 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。)のうち一定のものを加える。</p>	<p>※左記「移行期限」は平成29年9月30日であったが3年延長されたため、左記税制上の適用期限も延長されるが、大綱では明記されていない。</p> <p>※平成29年6月1日以後提出分領収書等につき適用する。</p> <p>※平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。</p> <p>◆28年度改正で措置された生産性向上設備を取得した場合に固定資産税を3年間50%軽減する特例</p>

税目	内容	細目	適用時期																						
資産課税	IV 租税特別措置法等(続)	<p>※1. 地域・業種限定とは、次表のとおり地域によって業種を限定するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低賃金が全国平均未満</td> <td>すべての業種</td> </tr> <tr> <td>最低賃金が全国平均以上</td> <td>労働生産性が全国平均未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>★経済産業省の資料によれば、最低賃金が全国平均以上の地域は、東京・神奈川・千葉・埼玉・愛知・大阪・京都の7都道府県のため、これら以外の40都道府県ではすべての業種が対象となる。 また、小売業(織物・衣服・飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(東京を除く)、社会保険・福祉・介護業(東京を除く)について、労働生産性が全国平均未満の業種であるとしており、7都道府県では、これらの業種が特例の対象となる。</p> <p>※2. 「測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。)のうち一定のもの」とは次表に該当するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>販売開始</th> <th>取得価額</th> <th>生産性要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>10年以内</td> <td>1台又は1基が160万円以上</td> <td rowspan="4">旧モデル比で(生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること</td> </tr> <tr> <td>測定工具 検査工具</td> <td>5年以内</td> <td rowspan="2">1台又は1基が30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>6年以内</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>14年以内</td> <td>一の取得価額が60万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 不動産取得税の軽減措置 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋(他の用途に供されていないものに限る。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、価格から控除する額を、その不動産の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合(現行:2分の1)を乗じて得た額に相当する額とする。</p>	地域	業種	最低賃金が全国平均未満	すべての業種	最低賃金が全国平均以上	労働生産性が全国平均未満	種類	販売開始	取得価額	生産性要件	機械装置	10年以内	1台又は1基が160万円以上	旧モデル比で(生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること	測定工具 検査工具	5年以内	1台又は1基が30万円以上	器具備品	6年以内	建物附属設備	14年以内	一の取得価額が60万円以上	<p>※所要の経過措置を講じた上、平成29年4月1日以後の取得につき適用する。</p>
地域	業種																								
最低賃金が全国平均未満	すべての業種																								
最低賃金が全国平均以上	労働生産性が全国平均未満																								
種類	販売開始	取得価額	生産性要件																						
機械装置	10年以内	1台又は1基が160万円以上	旧モデル比で(生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること																						
測定工具 検査工具	5年以内	1台又は1基が30万円以上																							
器具備品	6年以内																								
建物附属設備	14年以内	一の取得価額が60万円以上																							
	V その他	<p>1. 物納財産の順位 相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。</p> <p>2. 相続税等の財産評価の適正化 相続税法の時価主義の下、実態を踏まえて、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 取引相場のない株式の評価の見直し</p> <p>① 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。</p> <p>イ. 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。</p> <p>ロ. 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。</p> <p>ハ. 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重につき、1:1:1とする。</p> <p>② 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。</p> <p>(2) 広大地の評価 現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。</p> <p>(3) 株式保有特定会社 保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める判定基準に新株予約権付社債を加える。</p>	<p>※(1)の改正は、平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用し、(2)、(3)の改正は平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価につき適用する。</p>																						
消費課税	I 酒税改革	<p>1. 税率構造の見直し 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類に係る酒税の税率の見直し【詳細省略】</p> <p>2. 酒類の定義の見直し</p> <p>(1) ビールの定義の見直し (2) 発泡酒の範囲の見直し (3) 果実酒の範囲の見直し</p> <p>【詳細省略】</p>																							

税目	内容	細目	適用時期
消費課税	Ⅱ. 車体課税の見直し	1. 自動車重量税のエコカー減税の見直し(国税)【詳細省略】 所要の見直しをした上、その適用期限を2年延長する。 2. 自動車取得税のエコカー減税(地方税)【詳細省略】 所要の見直しをした上、その適用期限を2年延長する。 3. 自動車税(地方税)【詳細省略】 自動車税のグリーン化特例(軽課又は重課措置)の適用期限を2年延長する。 4. 軽自動車税(地方税)【詳細省略】 軽自動車税のグリーン化特例(軽課措置)の適用期限を2年延長する。	
	Ⅲ. 災害に関する税制上の措置	1. 課税事業者選択届出書等の提出期限の特例等 特定非常災害の指定を受けた災害の被災者である事業者が、被災した日の属する課税期間から消費税の課税事業者となることを選択する場合等において、その災害の状況等を勘案して国税庁長官が別に定める日(以下「指定日」という。)までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなす。 また、この場合等において、課税事業者を選択した場合の 2年間の継続適用要件は適用しないこととする等の措置を講ずる。 2. 中間申告書の提出不要措置 消費税の中間申告書の提出について、国税通則法の規定による申告期限の延長により、その提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、その中間申告書の提出を要しないこととする。	※平成29年4月1日以後指定日が到来する特定非常災害の指定を受けた災害につき適用するとともに所要の経過措置を講ずる。
	Ⅳ. その他	1. 仮想通貨(ビットコイン等)に係る課税の見直し (1) 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。 (2) 上記の改正前に譲り受けた仮想通貨について、個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入れ区分は、「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れに該当するものとする。 (3) 事業者が、平成29年6月30日に100万円(税抜き)以上の仮想通貨(国内において譲り受けたものに限る。)を保有する場合において、同日の仮想通貨の保有数量が平成29年6月1日から平成29年6月30日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加したときは、その増加した部分の課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。 ★ 資金決済法が改正され、仮想通貨が事実上の支払・決済手段として位置付けられることになったにも拘わらず消費税法上は仮想通貨は非課税取引と規定されていないこと、EU・米国等でも非課税とされていることを踏まえての改正。	※平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。 ◆(3)は直税購入による不当な仕入税額控除を防止するための措置
国際課税	Ⅰ. 外国子会社合算税制の総合的見直し	1. 外国子会社合算税制の見直し 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等について、所要の見直しを行う。【詳細省略】 (1) 合算対象とされる外国法人の判定方法等 (2) 会社単位の合算課税制度 ① 適用除外基準 ② 適用対象金額の計算 ③ 適用免除 (3) 一定所得の部分合算課税制度 ① 部分合算課税の対象所得の範囲 ② 部分適用対象金額の計算 ③ 部分適用対象金額に係る欠損金の繰越控除 ④ 金融子会社等に係る部分合算課税 ⑤ 適用免除 (4) 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度 ① 合算対象となる外国関係会社 ② 合算対象所得の計算 (5) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付 (6) 二重課税調整 (7) 関連制度の整備 その他	※外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

税目	内容	細目	適用時期
国際課税	<p>Ⅱ. 永住者に対する課税措置</p> <p>Ⅲ. 租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備</p>	<p>1. 非永住者の課税所得の範囲の見直し</p> <p>非永住者の課税所得の範囲から、所得税法に規定する有価証券(過去10年以内において非永住者であった期間内に取得したもの(平成29年4月1日以後に取得したものに限る。)を除く。)で次に掲げるものの譲渡により生ずる所得(国内において支払われ、又は国外から送金されたものを除く。)を除外する。</p> <p>(1) 外国金融商品取引所において譲渡されるもの</p> <p>(2) 国外において金融商品取引業等を営む者への売委託により国外において譲渡されるもの</p> <p>(3) 国外において金融商品取引業等を営む者の国外営業所等に開設された有価証券の保管等に係る口座に受け入れられているもの</p> <p>1. 国税関係</p> <p>(1) 相互協議の申立手続について、租税条約の相手国等における居住者が国税庁長官に対し相互協議の申立てをすることができることとする。</p> <p>(2) 仲裁の要請手続について、租税条約の相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした者が国税庁長官に対し仲裁の要請をすることができることとする。</p> <p>(3) 国外関連者との取引に係る課税の特例等に係る納税猶予制度について所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 地方税関係</p> <p>個人住民税、法人住民税及び事業税について、租税条約の相互協議手続の改正に伴う国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。</p>	<p>※平成29年4月1日以後に行う有価証券の譲渡につき適用する。</p>
納税環境整備	<p>I. 国税犯則調査手続の見直し</p>	<p>1. 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備</p> <p>(1) 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備</p> <p>差し押さえるべき物件が記録媒体であるときは、その差押えに代えて、その記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、その他の記録媒体を差し押さえることができることとする。</p> <p>(2) 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの整備</p> <p>差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録をその電子計算機等に複写した上、その電子計算機等を差し押さえることができることとする。</p> <p>(3) 記録命令付差押えの整備</p> <p>電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、その記録媒体を差し押さえることができることとする。</p> <p>(4) 差押え等を受ける者への協力要請の整備</p> <p>差し押さえるべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押え等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができることとする。</p> <p>(5) 通信履歴の電磁的記録の保全要請の整備</p> <p>差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、通信履歴の電磁的記録について、30日(特に必要があつて延長する場合には、通じて60日)を超えない期間を定めて、消去しないよう求めること(この場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めること)ができることとする。</p> <p>2. 関税法に定める犯則調査手続等を踏まえた国税犯則調査手続の整備【内容省略】</p> <p>3. 法律の現代語化等の整備</p> <p>(1) 法律の現代語化等の整備</p> <p>国税犯則調査手続に係る規定につき平仮名・口語体表記に改める等の現代語化を行うとともに、国税通則法に編入(国税犯則取締法は廃止)をする。</p> <p>(2) 租税条約等の相手国への情報提供のための調査手続に関する規定の整備</p> <p>国税犯則調査手続の見直しに伴い、租税条約等の相手国等から犯則事件の調査に必要な情報の提供要請があつた場合における租税条約等の相手国等への情報提供のための調査手続についても同様の見直しを行うこととする。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>※平成30年4月1日から施行する。</p>

税目	内容	細目	適用時期
納税環境整備	Ⅱ. 災害関連及びその他	<p>1. 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充 災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害等のやむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができることとする。</p> <p>2. 口座振替納付に係る納付書の送付等 次のとおり電子化を促進するための措置を講ずる。 (1) 口座振替納付に係る税務署長と金融機関間の納付書の送付等電子情報処理組織を使用等して行うことができることとする。 (2) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 第二次納税義務の対象範囲拡充 無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、士業法人の社員を加える。 士業法人とは、税理士法人、弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び外国法事務弁護士法人をいう。</p>	<p>※平成29年4月1日以後に生ずる災害等のやむを得ない理由につき適用する。</p> <p>※平成30年1月1日以後に納付する国税につき適用する。</p> <p>※平成30年1月1日以後に滞納となった国税及び地方税につき適用する。</p>
関税		<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長等 (1) 暫定税率の期限延長 平成29年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(418品目)について、平成30年3月31日まで適用期限の延長を行う。 (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置 平成29年3月31日に適用期限の到来する特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置(牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。)について、平成30年3月31日まで適用期限の延長を行う。 (3) 沖縄特定免税店制度及び選択課税制度の延長 (4) 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の延長等</p> <p>2. 個別品目の関税率等の見直し【内容省略】</p> <p>3. 特恵関税制度の見直し【内容省略】</p> <p>4. 特殊関税制度の見直し等【内容省略】</p> <p>5. 事前報告制度等の拡充【内容省略】</p> <p>6. 犯則調査手続に係る規定の整備 国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても、電磁的記録に係る証拠収集手続等の整備を行う。</p> <p>7. その他【内容省略】</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p>1. 年金課税 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2. 金融所得課税の一体化 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。</p> <p>3. 小規模企業等に係る税制のあり方 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4. 寡婦控除 寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。</p> <p>5. 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。</p> <p>6. 都市農業 都市農業については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討し、早期に結論を得る。</p> <p>7. 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置については、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的確保の観点から、経営基盤の強化のために必要な措置の実現に向けた検討とともに、引き続き所要の検討を行う。</p> <p>8. 医療に係る消費税等の税制のあり方 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。</p> <p>9. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、平成27年度税制改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p>10. たばこ税 将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する。</p> <p>11. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>12. 事業税の実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>13. 電気供給業、ガス供給業及び保険業の外形標準課税 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。</p> <p>14. 地方消費税の清算基準 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。</p> <p>15. ゴルフ場利用税 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。</p> <p>16. 税制上の成年年齢 現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることを基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。</p>	

【補論】 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方**1. 問題意識**

グローバル化の進んだ現代において、国際的なつながりを無視して経済は成り立たない。アベノミクスの取組みにより育ちつつある経済好循環の萌芽を持続的な成長へとつなげるためにも、日本企業による健全な海外展開は不可欠である。これを促進することで、海外成長市場の果実を日本国内の成長へ取り込んでいかなければならない。

他方で、経済のグローバル化は税制にとってのリスクも伴う。本年4月に明らかになった「パナマ文書」等が示唆する海外への資本や財産の移転等を通じた租税回避は、公平な競争条件や納税者の税制への信頼を揺るがす大きな問題であり、断固とした対応が必要である。

国際課税のあり方は、このような「海外の成長の日本経済への還元」及び「国際的な脱税、租税回避への対応」のいずれの課題にも極めて重要な影響を与える。国際課税は、経済のグローバル化や経済活動の複雑化・多様化が進む中で、経済発展に貢献する健全な企業活動を支援しつつ税源を守るという、国家の基盤に関わる課題である。したがって、今後、関連の税制改正に取り組むに当たっては、グローバル経済の構造変化や日本経済の位置づけ等を踏まえた基本方針を明確にした上で、整合的・戦略的に検討することが必要である。

2. グローバル経済・日本経済の構造的変化

今後のわが国の国際課税のあり方を考えるに当たっては、まず、背景となるグローバル経済や日本経済の構造的変化を、質と量の双方の観点から長期的・巨視的視点を持って捉えることが必要である。

グローバル経済の様相の変化を20年という時間軸で観察すると、①新興国・途上国の経済規模や存在感の拡大、②様々な税制上の優遇措置を持つことで知られる経済規模の小さな国・地域を経由地とするクロスボーダーの直接投資の増加、③オフショアセンターへの資本蓄積及び④自国での知的財産開発の取組みと比べ多額の知的財産由来の使用料を受け取っている国の登場という四つの変化が確認できる。

わが国と海外との資本移動についても、グローバル経済の変容と相まって、過去20年で以下のような変化が観察できる。まず、日本の対外直接投資残高は20年前の約5倍となる153兆円に、証券投資は約4倍となる410兆円にまで拡大し、現在、日本は世界における主要な資本輸出国であり、世界最大の対外純資産保有国となっている。この結果、海外から受け取る利子・配当等も過去20年で約4倍に拡大するなど、経常収支改善に大きく貢献している。なお、日本からの直接投資残高の伸びが最も大きな国は、過去20年のGDP成長が顕著な中国及び様々な税制上の優遇措置を持つことで知られるオランダとなっている。証券投資残高について見ても、アメリカに次ぐ二番目の投資先として60兆円を超える資金が投じられているケイマン諸島が存在感を高めている。知的財産については、わが国で生み出された知的財産の海外での利用増等を背景に、クロスボーダーの知的財産使用料収支が過去20年で3,400億円の支払超から世界第3位の水準である2.4兆円の受取超へと大幅に増加し、経常収支の黒字に寄与している。他方、日本の知的財産使用料の純支払額が最も多い国は、アジアの軽課税地国として知られるシンガポールとなっている。

3. 今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方

グローバル経済や日本経済に見られる上記の構造的な変化を踏まえると、わが国の国際課税のあり方を検討するに当たって、以下の三つの視点が重要となる。

まず、世界経済における存在感を高める新興国・途上国については、国際課税に係るルールメイキングへの関与を深めるとともに、自ら参加して決めたルールを確実に遵守させることが重要となる。自国のみを利するのではなく、決められたルールを尊重する国際協調が実現すれば、海外展開を試みる企業のビジネス展開上の不確実性が軽減されるとともに、公平な競争条件が確保される。この点、「BEPSプロジェクト」が、OECD加盟の先進国だけでなく、G20メンバーである新興国の参加も得つつわが国の主導的役割の下で進められてきたことは極めて重要である。この貴重な国際協調の潮流を着実にわが国経済や企業の利益に結びつけるべく、「BEPSプロジェクト」の合意事項の実施フェーズにおいても、わが国は引き続き、範を示しながら着実に取り組んでいく必要がある。その上で、他の国・地域による合意事項の着実かつ一貫した実施を促し、租税回避防止に向けた国際的な取組みの実効性向上をリードしていかなければならない。

第二に、金融資産や知的財産の国境を越えた取引が量的に拡大し、質的にも多様化する中で、国際課税のルールは、資本や知識・技術の一大輸出国であるわが国の重要な制度インフラとして、日本企業の健全な海外展開促進とその果実の国内経済への還流という好循環を支え、所得収支やサービス収支の黒字拡大等を通じて、日本経済の発展に貢献できる。一方、その過程で発生する意図せぬ「副作用」にも留意しなければならない。すなわち、海外への投資や技術移転は、企業競争力の向上や投資先の市場環境の活用といった事業目的で行われるべきであり、税負担の軽減を目的とすべきではない。例えば、日本のインフラや良質な労働力を活用した研究開発という実体ある活動を通じて生み出された知的財産が、海外につくった実体のないペーパーカンパニーへと移されるという「知の国外流出」ともいえる状況が発生すれば、課税機会の喪失だけでなく、日本の知的財産の保全を阻害することになりかねない。日本経済全体にとっても、本来知的財産使用料を受け取る立場であったものから、使用料を支払う立場となることから、サービス収支の悪化を招き、日本の経済成長にとってのマイナス要因をつくる。以上を踏まえ、国際課税に関連する制度の見直しに当たっては、「グローバル企業の経済活動が行われた場所と、税が支払われるべき場所とを一致させる」との「BEPSプロジェクト」が示した考え方に則して、日本企業の健全な海外展開を支援しつつ、租税回避を効果的に抑制していくことが必要である。その際、特に知的財産に由来する経済活動の場所については、研究開発等を通じた価値創造の場所と、開発された知的財産を活用した収益事業が行われる場所という二つが想定されることに留意する必要がある。また、「経済活動が行われる場所」と「税が支払われるべき場所」とを一致させるとの「BEPSプロジェクト」が示した基本的考え方が、世界標準として定着するよう、各国に働きかけを続けることも必要である。

第三に、オフショアセンターへの多額の資本蓄積に対しては、各国の税務当局間における情報交換ネットワークの拡大と強化等を通じて税の透明性を向上させるグローバルな取組みの実効性を高めていくことで、こうした国・地域が租税回避等の温床とならないようにしなければならない。

このような視点から、今後、国際課税のあり方を考えるに当たっては、次の三つの基本方針の下で臨む。

- ① 健全な企業活動を支えるグローバルに公平な競争条件の確立（「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施に係る国際協調の促進）
- ② 健全な海外展開を歪める誘引の除去（経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所の一致）
- ③ 税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調

これにより、健全な企業活動を促進していく必要がある。

4. 個別の制度改革に当たっての視点

(1) これまでの取組み

わが国は、これまでも、国際的な議論の動向や先進国における近年の傾向を踏まえ、「日本企業の積極的な海外展開支援を通じた国際競争力の強化」と「租税回避への対応」という二つの政策的要請のバランスを取りながら、国際課税に関する制度改革を実施してきた。これは、おおむね、上記3の基本方針に沿ったものといえる。

具体的には、平成21年度税制改正で「外国子会社配当益金不算入制度」を導入し、日本企業による積極的な海外展開と、その果実の日本経済への還流を支えてきた。この制度により、日本企業の海外子会社が得た利益に対する課税は進出先国の課税で完結し、日本の親会社に配当してもしなくても日本では基本的に課税されない。このため日本企業は、事業活動の場所や配当戦略を自由に決定できる。

行き過ぎた国際的な租税回避への対抗手段としては、平成24年度税制改正で「過大支払利子税制」（所得金額に比して過大な利子に関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止）を導入した。更に、「BEPSプロジェクト」で各国が協調して導入することとされたことを受け、多国籍企業のグローバルな活動状況に関する報告書（所得・資産・従業員数・税額等の項目を国別に集計する「国別報告書」等）の国税当局への提供制度を平成28年度税制改正で導入した。

また、税に関する透明性向上に向けた国際協調の取組みとしては、国外の金融口座を利用した租税回避に効果的に対応するため、オフショアセンターを含む100を超える国・地域が協調し、非居住者が保有する金融機関の口座情報を自動的に交換する国際的な枠組みが合意された。わが国も平成27年度税制改正において所要の法改正を実施し、平成30年から交換を開始する。

(2) 今後の取組み

今後も引き続き、上記3の基本方針に沿った改正を着実に進めていく。特に、実施フェーズに移行した「BEPSプロジェクト」について、その合意事項の着実な実施に係る国際協調の促進は重要である。わが国としても、引き続き、税制改正並びに租税条約等の締結及び改正を通じて段階的かつ着実に合意事項を実施し、グローバルに公平な競争条件の確立を進めていく（上記3①）。また、一連の制度改革を通じて、企業と協力して、税務リスクやコンプライアンスコストが低い環境をつくるとともに、企業グループ全体の税務・財務管理や資源配分の最適化に向けた国際税務部門の体制強化やグローバルなコーポレートガバナンスの向上に向けた企業努力を後押しする。あわせて、職員の増員等を通じた国税当局の体制及び機能の向上を促す。

① 平成29年度税制改正に当たり対応する事項

平成29年度税制改正においても、「BEPSプロジェクト」の議論を踏まえ、「外国子会社合算税制」の抜本的な改正を行う。これにより、企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避には従来よりも効果的に対応できるようにする。また、この改正により前述した「外国子会社配当益金不算入制度」と相まって、健全な海外展開を歪める誘引の除去（上記3②）に大きく貢献すると期待される。

具体的には、外国子会社を通じた租税回避リスクを、子会社の租税負担割合や会社全体の事業実体の有無といった「会社の外形」によって判断するアプローチから、個々の所得の内容や稼得方法といった「所得の内容」に応じて把握するアプローチへと改める。その際、企業にとっての予見可能性に留意するとともに、租税回避に関わっていない企業の子会社に過度な事務負担が発生しないよう、所要の措置を講ずる。これにより、外国子会社の租税負担割合が一定以上であれば経済実体を伴わない所得であっても一律・自動的に合算せず申告も求めない一方、一定の航空機リース事業等、実体ある事業から得た所得であっても会社単位で合算課税してしまう場合があるという、現行制度の問題点に対処する。また、税に関する透明性向上（上記3③）に関する国際協調の観点から、透明性向上に向けた進捗が見られない国・地域に対して、他のG20諸国と足並みを揃えて「防衛的措置」を講ずることができるよう、当該国・地域に所在する子会社に合算課税を発動する制度を上記の改正の一環として導入する。

② 中期的に取り組むべき事項

今後、「移転価格税制」についても、知的財産等の無形資産を、税負担を軽減する目的で海外へと移転する行為等に対応すべく、「BEPSプロジェクト」で勧告された「所得相応性基準」の導入を含め、必要な見直しを検討する。また、「過大支払利子税制」についても、「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた見直しを検討する。更に、国税当局が租税回避スキームによる税務リスクを迅速に特定し、法制面・執行面で適切に対応できるよう、その開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の報告を義務付ける「義務的開示制度」について、「BEPSプロジェクト」の最終報告書、諸外国の制度や運用実態及び租税法律主義に基づくわが国の税法体系との関係等も踏まえ、わが国での制度導入の可否を検討する。その際、国税当局が効果的かつ適時に必要な情報を入手するための最適な既存・新規制度の組み合わせも検討する。

